

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年8月9日

【会社名】 株式会社佐藤渡辺

【英訳名】 WATANABE SATO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 石井直孝

【本店の所在の場所】 東京都港区南麻布一丁目18番4号

【電話番号】 東京(3453)7351 代表

【事務連絡者氏名】 管理本部経理部長 石井哲也

【最寄りの連絡場所】 東京都港区南麻布一丁目18番4号

【電話番号】 東京(3453)7351 代表

【事務連絡者氏名】 管理本部経理部長 石井哲也

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 133,381,600円
(注) 募集金額は、本有価証券届出書提出日における見込額(会社
法上の払込金額の総額)であります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	52,720株(注1)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 募集の目的及び理由

本募集は、2023年8月9日開催の取締役会において導入することが決議された従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度(以下「本制度」といいます。)に基づき、佐藤渡辺従業員持株会(以下「本持株会」といいます。)の会員資格のある当社の従業員のうち、本制度に同意する者(以下「対象従業員」といいます。)に対し、対象従業員の財産形成の一助とすることに加え、従業員が当社の株主との一層の価値共有を進めることを目的として、2023年8月9日開催の取締役会決議(以下「本取締役会」といいます。)に基づき行われるものです。

本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、本制度に基づき、当社から対象従業員に対して支給した金銭債権(以下「本特別奨励金」といいます。)を対象従業員が本持株会に拠出し、本持株会が対象従業員から拠出された本特別奨励金の全部を当社に対して現物出資することで、自己株式が処分(以下「本自己株式処分」といいます。)されるものです。また、当社は、割当予定先である本持株会との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本譲渡制限契約」といいます。)を締結する予定であります。そのため、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当する予定であります。

また、対象従業員は、本持株会に係る持株会規約及び持株会運営細則等(以下「本持株会規約等」といいます。)(注)に基づき、本持株会が発行又は処分を受けて取得した譲渡制限付株式に係る自らの会員持分(以下「譲渡制限付株式持分」又は「RS持分」といいます。)については、当該譲渡制限付株式に係る譲渡制限が解除されるまでの間、当該譲渡制限付株式持分に対応した譲渡制限付株式を引き出すことが制限されることとなります。

(注) 本持株会は、本取締役会決議日以降速やかに開催される本持株会の理事会において、本自己株式処分を受けるに先立って、本制度に対応した、本持株会規約等の改定を決議予定であり、当該改定は、理事会開催日から2週間を経過し、本持株会会員からの異議が本持株会会員数の3分の1未満の場合に効力が発生する予定です。

なお、本自己株式処分の対象となる当社普通株式の数は本有価証券届出書提出日における最大数であり、本制度の適用対象となりえる最大人数である当社の従業員528名に対して、譲渡制限付株式として付与するものと仮定して算出したものであり、実際に処分する株式の数及び処分総額は、本持株会未加入者への入会プロモーションや本持株会の会員への本制度に対する同意確認が終了した後の、本制度に同意する当社の従業員(以下「対象従業員」といいます。)の数(最大528名)及び当社が定める従業員の勤続年数に応じて規定する1名当たりの付与株式数(35年以上：最大94名(1名当たり130株)、30年以上35年未満：最大61名(1名当たり120株)、25年以上30年未満：最大78名(1名当たり120株)、20年以上25年未満：最大29名(1名当たり110株)、15年以上20年未満：最大23名(1名当たり110株)、10年以上15年未満：最大53名(1名当たり100株)、5年以上10年未満：最大88名(1名当たり80株)、5年未満(2023年4月入社)の従業員を除く。):最大84名(1名当たり60株)、2023年4月入社：最大18名(1名当たり40株))に応じて確定する見込みであります。

(1) 譲渡制限期間

2023年11月30日から2026年11月30日まで

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が譲渡制限期間中、継続して、本持株会の会員であったことを条件として、当該条件を充足した対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点で、譲渡制限を解除する。

- (3) 本持株会を退会した場合の取扱い
対象従業員が、譲渡制限期間中に、定年、当社グループ内における転籍、役員昇格又は死亡により、本持株会を退会(会員資格を喪失した場合又は退会申請を行った場合を意味する。)した場合には、当社は、本持株会が対象従業員の退会申請を受け付けた日(以下「退会申請受付日」という。)において対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、退会申請受付日をもって、譲渡制限を解除する。また、上記に定める事由を除き、当社の認める正当な事由により、本持株会を退会した場合には、退会申請受付日において対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の数に、本処分期日を含む月の翌月から退会申請受付日を含む月までの月数を譲渡制限期間に係る月数36で除した結果得られる数を乗じた結果得られる数(1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。)について、退会申請受付日をもって譲渡制限を解除する。
- (4) 非居住者となった場合の取扱い
対象従業員が、譲渡制限期間中に、海外転勤等により、所得税法第2条に定める非居住者に該当することとなる旨の当社の決定が行われた場合には、当該決定が行われた日における対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、海外転勤等の発令日までに譲渡制限を解除する。
- (5) 当社による無償取得
対象従業員が、譲渡制限期間中に、法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当該時点において対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)若しくは(4)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。
- (6) 株式の管理
本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、本持株会が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。また、本持株会は、本持株会規約等の定めに従い、譲渡制限付株式持分について本制度に基づかず本持株会が取得した株式に関して対象従業員が有する通常持分と分別して登録し、管理する。
- (7) 組織再編等における取扱い
譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、当該承認の日において対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除する。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	52,720株(注2)	133,381,600(注3)	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	52,720株(注2)	133,381,600(注3)	-

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

- 発行数は本有価証券届出書提出日における最大数であり、本制度の適用対象となりえる最大人数である当社の従業員528名に対して、譲渡制限付株式として付与するものと仮定して算出したものであり、実際に処分する株式の数及び処分総額は、本持株会未加入者への入会プロモーションや本持株会の会員への本制度に対する同意確認が終了した後の、本制度に同意する当社の従業員(以下「対象従業員」といいます。)の数(最大528名)及び当社が定める従業員の勤続年数に応じて規定する1名当たりの付与株式数(35年以上:最大94名(1名当たり130株)、30年以上35年未満:最大61名(1名当たり120株)、25年以上30年未満:最大78名(1名当たり120株)、20年以上25年未満:最大29名(1名当たり110株)、15年以上20年未満:最大23名(1名当たり110株)、10年以上15年未満:最大53名(1名当たり100株)、5年以上10年未満:最大88名(1名当たり80株)、5年未満(2023年4月入社の従業員を除く。):最大84名(1名当たり60株)、2023年4月入社:最大18名(1名当たり40株))に応じて確定する見込みであります。
- 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であり、本有価証券届出書提出日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値に発行数の見込数量を乗じて算出した見込額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 現物出資の目的とする財産は、本制度に基づく譲渡制限付株式付与のために対象従業員に対して支給され、対象従業員から本持株会に対して拠出される金銭債権であり、金銭債権の総額133,381,600円は、本有価証券届出書提出日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値に発行数の見込数量を乗じて算出した見込額であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
2,530(注2)	-	1株	2023年8月26日～ 2023年11月29日	-	2023年11月30日

(注) 1. 第三者割当の方法によるものとし、一般募集は行いません。

- 本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であり、本有価証券届出書提出日の前営業日である2023年8月8日の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 本自己株式処分は、本制度に基づく譲渡制限付株式付与のために対象従業員に対して支給され、対象従業員から本持株会に対して拠出される金銭債権を出資財産とする現物出資の方法により行われるため、金銭による払込みはありません。
- 本自己株式処分は、払込期日の前日までに改定された本持株会規約等の効力が発生していること、及び申込期間に当社と割当予定先である本持株会との間で本割当契約が締結されることを条件として行われます。
- 上記株式を割り当てたものから申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社佐藤渡辺 総務部	東京都港区南麻布1-18-4

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
-	-

(注) 本制度に基づく譲渡制限付株式付与のために対象従業員に対し支給され、対象従業員から本持株会に対して拠出される金銭債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
-	696,000	-

(注) 1. 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等であります。

(2) 【手取金の使途】

当社は、対象従業員の財産形成の一助とすることに加えて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを対象従業員に与えるとともに、対象従業員が当社の株主との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度を導入いたしました。

本自己株式処分は、本制度に基づく譲渡制限付株式付与のために対象従業員に対し支給され、対象従業員から本持株会に対して拠出される金銭債権を出資財産とする現物出資の方法により行われるものであり、手取金はありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要

名称	佐藤渡辺従業員持株会	
所在地	東京都港区南麻布 1 - 18 - 4	
設立根拠	民法第667条第 1 項、佐藤渡辺従業員持株会規約及び運営細則	
業務執行組合員又はこれに類する者	氏名	理事長 石井 哲也
	住所	埼玉県越谷市
	職業の内容	当社従業員
主たる出資者、比率	当社の従業員(出資比率100%)	
出資額	185,734,890円(注3)	
組成目的	当社の従業員が、当社株式を取得し、もって従業員の財産形成の一助とすること及び当社の株主との一層の価値共有を進めることを目的とします。	

(2) 提出者と割当予定先との関係

出資関係	割当予定先に対する出資はありません。 割当予定先は当社株式を73,413株(2023年3月31日現在)保有しています。
人事関係	当社従業員5名が割当予定先の理事等(理事長1名、理事3名、監事1名)を兼任しております。
資金関係	該当事項はありません。ただし、当社は、割当予定先の会員に奨励金(本特別奨励金を含みます。)を付与しています。
取引関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。

(注) 1. 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、特記がない限り2023年3月31日現在のもの
であります。

2. 佐藤渡辺従業員持株会は当社の従業員を会員とする持株会であります。

3. 割当予定先は、毎年3月末日をもって過去1年間の業務報告書を作成しており、監事の承認を得ています。
直近(2023年3月31日)の業務報告書によれば、割当予定先が保有する当社株式は73,413株であり、出資額は
2023年8月8日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値2,530円で算出しております。

本第三者割当は、本制度に基づき、対象従業員に対し、当社から譲渡制限付株式付与のための特別奨励金として、本特別奨励金が支給され、対象従業員は本特別奨励金を本持株会に対して拠出し、本持株会は、対象従業員から拠出された本特別奨励金を当社に対して現物出資することにより、譲渡制限付株式としての当社普通株式の処分を受けるものです。

〔本制度の仕組み〕

当社は、本制度に同意した対象従業員に譲渡制限付株式付与のための特別奨励金として金銭債権を付与します。

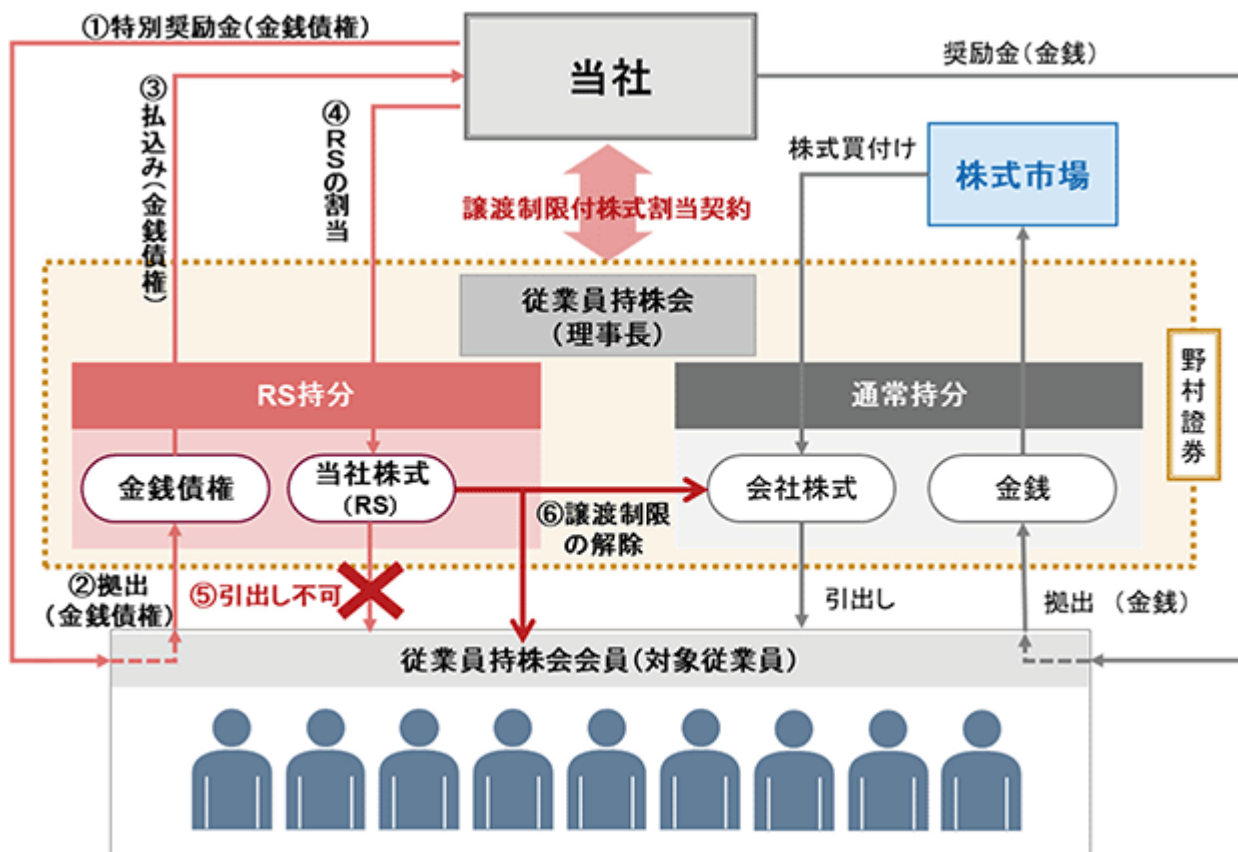
本制度に同意した対象従業員は、上記 の金銭債権を本持株会へ拠出します。

本持株会は、上記 で拠出された金銭債権を取りまとめ、当社へ払い込みます。

当社は、本持株会に対して本割当株式を割り当てます。

本割当株式は、野村證券株式会社を通じて、本持株会が開設した専用口座へ在庫され、譲渡制限期間中の引出しが制限されます。

RS持分に対応した譲渡制限付株式は譲渡制限解除後に、本持株会規約等の定めに従い、通常持分又は対象従業員名義の証券口座いずれかへの振替手続きが行われます。



本持株会は、本取締役会決議日以降速やかに開催される本持株会理事会の決議を経て、十分な周知期間を設けて従業員に対する入会プロモーションを実施し、持株会への入会希望者を募ります。本有価証券届出書に記載しました発行数は、本持株会の加入資格を有する当社従業員(以下「想定従業員」といいます。)のすべてが本持株会に加入した場合の上限株数を想定しておりますが、実際は本持株会への加入に至らない従業員もしくは退職退会者などが若干名生じますので、最終的に処分される当社普通株式の数は上限株数の想定より少なくなる可能性があります。

(3) 割当予定先の選定理由

当社は、対象従業員の財産形成の一助とすることに加えて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを対象従業員に与えるとともに、対象従業員が当社の株主との一層の価値共有を進めることを目的として、本持株会に対して当社の株式を付与することにより、本持株会を通じて、当社の従業員に対して当社の株式を付与することを決定いたしました。様々な株式付与スキームを検討して参りましたが、本持株会を通じて当社株式を一括付与する方法が多くの当社の従業員を対象に最も効率的で維持費用も廉価であることに加え、本持株会の発展は、当社の従業員が株主の皆様と中長期的な企業価値を共有することにつながると判断し、本持株会を割当予定先として選定いたしました。

(4) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 52,720株

なお、割り当てる株式数は、本持株会未加入者への入会プロモーションや加入者への本制度に対する同意確認終了後の対象従業員数(最大528名)及び当社が定める従業員の勤続年数に応じて規定する1名当たりの付与株式数(35年以上：最大94名(1名当たり130株)、30年以上35年未満：最大61名(1名当たり120株)、25年以上30年未満：最大78名(1名当たり120株)、20年以上25年未満：最大29名(1名当たり110株)、15年以上20年未満：最大23名(1名当たり110株)、10年以上15年未満：最大53名(1名当たり100株)、5年以上10年未満：最大88名(1名当たり80株)、5年未満(2023年4月入社従業員を除く。):最大84名(1名当たり60株)、2023年4月入社：最大18名(1名当たり40株))に応じて確定する見込みであります。

(5) 株式等の保有方針

本割当株式については、「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 新規発行株式」に記載の通り、当社と本持株会との間で本譲渡制限契約を締結し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式持分に対応した譲渡制限付株式の引き出しが制限されることとなります。譲渡制限の解除後は、本持株会規約等に従い、会員である各従業員の判断で、本持株会の通常持分と同様に個人名義の証券口座に引出し、株式を売却することが可能です。

(6) 払込みに要する資金等の状況

本自己株式処分は、本制度に基づく譲渡制限付株式付与のために対象従業員に対し支給され、対象従業員から本持株会に対して拠出される金銭債権を出資財産とする現物出資の方法により行われるため、金銭による払込みはありません。

(7) 割当予定先の実態

本持株会は当社従業員を会員とする持株会であり、当該割当予定先の理事長及び会員(以下「割当予定先関係者等」といいます。)が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)には該当せず、また、割当予定先関係者等が特定団体等と何らかの関係を有していないと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び合理性に関する考え方

本自己株式処分による発行価格(払込金額)は、直近の当社普通株式の株価が当社の株主価値を適正に表していると考えられることから、2023年8月8日(本取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式終値である2,530円としております。これは、本取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当予定先にとって特に有利な金額には該当しないものと判断しております。なお、上記払込金額の決定方法は、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠したものとなっております。

なお、取締役会に出席した監査役3名全員(うち社外監査役2名)は、当該払込金額について、本自己株式処分が本制度の導入を目的としていること、及び当該払込金額が本取締役会決議日の前日の終値であることに鑑み、割当先に特に有利な払込金額に該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適正である旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

発行数量につきましては、本届出書提出日時点において52,720株を予定しており、当該発行数量は本制度の適用対象となりえる最大人数である当社の従業員528名のすべてが持株会に加入した場合に見込まれる上限株数であります。十分な周知期間を設けて本持株会未加入者に対する入会プロモーションを実施し、持株会への入会希望者を募りますが、実際は持株会への加入に至らない従業員もしくは退職退会者の発生や本制度に同意しない会員が若干名生じえることを想定している為、発行数量及び払込金額の総額は、想定より少なくなる可能性があります。

希薄化の規模は、2023年3月31日現在の発行済株式総数3,195,700株に対し1.65%(2023年3月31日時点の総議決権数30,456個に対する割合は1.73%)です(比率は小数点以下第3位を四捨五入して表記しております。)。本制度の導入は、対象従業員の福利厚生増進策として、本持株会を通じた当社が発行又は処分する当社普通株式を譲渡制限付株式として取得する機会を創出することによって、対象従業員の財産形成の一助とすることに加えて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを対象従業員に与えるとともに、対象従業員が当社の株主との一層の価値共有を進めることに寄与するものと考えており、本自己株式処分における処分株式数及び株式の希薄化規模は合理的であり、また、その希薄化規模を踏まえても市場への影響は軽微であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議決権 数の割合(%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に對す る所有議決権 数の割合(%)
渡 邊 忠 泰	東京都港区	390,206	12.81	390,206	12.59
有限会社創翔	東京都港区南麻布1-22-6 創翔館201号	331,200	10.87	331,200	10.69
佐藤工業株式会社	富山県富山市桜木町1-11	290,000	9.52	290,000	9.36
東亜道路工業株式会社	東京都港区六本木7-3-7	241,200	7.92	241,200	7.78
株式会社アスカ	東京都港区六本木3-4-33	196,000	6.44	196,000	6.33
UBE三菱セメント株式会社	東京都千代田区内幸町2-1-1	161,000	5.29	161,000	5.20
佐藤渡辺従業員持株会	東京都港区南麻布1-18-4	73,413	2.41	126,133	4.07
常盤工業株式会社	東京都千代田区九段北4-2-38	105,000	3.45	105,000	3.39
内 藤 征 吾	東京都中央区	93,100	3.06	93,100	3.00
東亜建設工業株式会社	東京都新宿区西新宿3-7-1	62,900	2.07	62,900	2.03
計	-	1,944,019	63.83	1,996,739	64.45

(注) 1. 2023年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 株式数は1株未満を四捨五入して表示しております。割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。

3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式に係る議決権の数を、2023年3月31日現在の総議決権数(30,456個)に本自己株式処分により増加する上限議決権数(527個)を加えた数(30,983個)で除した数値です。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

第1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第92期事業年度)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2023年8月9日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2023年8月9日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第92期事業年度)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2023年8月9日)までの間において金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2023年7月3日に関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

1 [提出理由]

2023年6月28日開催の当社第92回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

- (1) 当該株主総会が開催された年月日
2023年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当について当社普通株式1株につき金100円とする。

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役として、石井直孝、池田政人、林肇、金井義治、横山和彦、および古川裕二の6名を選任する。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、石原祥子、および久保義人の2名を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、佐藤源晃を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	決議結果	
				賛成比率(%)	可否
第1号議案	26,094	508	0	98.0	可決
第2号議案					
石井直孝	24,621	1,981	0	92.4	可決
池田政人	26,592	10	0	99.9	可決
林 肇	26,592	10	0	99.9	可決
金井義治	26,092	510	0	98.0	可決
横山和彦	26,432	170	0	99.2	可決
古川裕二	26,432	170	0	99.2	可決
第3号議案					
石原祥子	26,344	258	0	98.9	可決
久保義人	26,346	256	0	98.9	可決
第4号議案					
佐藤源晃	26,344	258	0	98.9	可決

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

第2号議案から第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本定時総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、全ての議案について結果が明らかになったことから、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は行使結果に加算していません。

第3 最近の業績の概要

2023年8月9日に公表いたしました、2024年3月期第1四半期(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)の当社の連結業績の概要は以下のとおりであります。

ただし、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューは終了していないため、監査法人の四半期レビュー報告書は受領しておりません。

なお、金額は[千円未満を切捨てて]表示しております。

四半期連結財務諸表及び主な注記

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2023年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	4,801,971	8,627,064
受取手形・完成工事未収入金等	12,276,422	6,547,215
未成工事支出金	718,861	1,863,991
販売用不動産	1,487	1,487
その他の棚卸資産	218,759	220,919
その他	240,464	291,869
貸倒引当金	5,325	1,544
流動資産合計	18,252,641	17,551,003
固定資産		
有形固定資産		
建物・構築物（純額）	3,141,575	3,093,619
土地	5,961,465	5,959,156
その他（純額）	925,684	906,316
有形固定資産合計	10,028,725	9,959,092
無形固定資産		
のれん	191,907	182,311
その他	238,657	229,932
無形固定資産合計	430,564	412,244
投資その他の資産		
投資有価証券	2,687,704	2,842,646
長期貸付金	25,661	29,786
破産更生債権等	47,591	58,921
繰延税金資産	779,765	725,938
その他	63,163	64,747
貸倒引当金	39,004	54,052
投資その他の資産合計	3,564,882	3,667,988
固定資産合計	14,024,172	14,039,325
資産合計	32,276,813	31,590,329

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2023年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	7,262,246	6,005,510
1年内返済予定の長期借入金	48,996	48,996
未払法人税等	255,895	75,924
未成工事受入金	573,018	1,453,916
賞与引当金	364,705	225,246
完成工事補償引当金	6,790	8,142
工事損失引当金	31,200	18,900
その他	607,192	769,534
流動負債合計	9,150,043	8,606,169
固定負債		
長期借入金	40,870	28,621
退職給付に係る負債	2,553,412	2,539,525
再評価に係る繰延税金負債	886,522	886,522
長期預り金	156,000	156,000
その他	135,675	143,953
固定負債合計	3,772,480	3,754,623
負債合計	12,922,524	12,360,792
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,751,500	1,751,500
資本剰余金	935,625	935,625
利益剰余金	15,005,357	14,691,316
自己株式	424,180	424,234
株主資本合計	17,268,303	16,954,207
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	463,996	645,891
土地再評価差額金	1,698,058	1,698,058
退職給付に係る調整累計額	154,771	146,795
その他の包括利益累計額合計	2,007,284	2,197,155
非支配株主持分	78,702	78,174
純資産合計	19,354,289	19,229,537
負債純資産合計	32,276,813	31,590,329

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

四半期連結損益計算書

第 1 四半期連結累計期間

(単位：千円)

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 2022年 4 月 1 日 至 2022年 6 月 30 日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 6 月 30 日)
売上高	6,480,997	6,478,708
売上原価	6,204,456	5,978,932
売上総利益	276,540	499,775
販売費及び一般管理費	537,898	599,402
営業損失()	261,357	99,626
営業外収益		
受取利息	175	199
受取配当金	34,151	34,677
貸倒引当金戻入額	1,215	5,940
雑収入	3,291	3,993
営業外収益合計	38,834	44,811
営業外費用		
支払利息	2,455	3,291
持分法による投資損失	18,739	4,093
雑支出	4,020	962
営業外費用合計	25,214	8,347
経常損失()	247,738	63,162
特別利益		
固定資産売却益	19,524	6,952
抱合せ株式消滅差益	-	59,286
特別利益合計	19,524	66,239
特別損失		
固定資産除却損	51	8,352
特別損失合計	51	8,352
税金等調整前四半期純損失()	228,264	5,275
法人税等	52,330	38,497
四半期純損失()	175,934	43,773
非支配株主に帰属する四半期純損失()	1,214	528
親会社株主に帰属する四半期純損失()	174,720	43,244

四半期連結包括利益計算書

第1四半期連結累計期間

(単位:千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2022年4月1日 至2022年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2023年4月1日 至2023年6月30日)
四半期純損失()	175,934	43,773
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	76,770	181,010
退職給付に係る調整額	4,017	7,975
持分法適用会社に対する持分相当額	786	884
その他の包括利益合計	81,574	189,870
四半期包括利益	94,359	146,097
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	93,145	146,626
非支配株主に係る四半期包括利益	1,214	528

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)

(税金費用の計算)

当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(重要な後発事象)

(譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)

当社は、2023年6月28日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」または「処分」という。）を行うことについて決議し、以下のとおり2023年7月27日に自己株式の処分を実施いたしました。

1. 処分の概要

(1)	処分期日	2023年7月27日
(2)	処分する株式の種類および数	当社普通株式 12,151株
(3)	処分価額	1株につき2,536円
(4)	処分総額	30,814,936円
(5)	処分先およびその人数 ならびに処分株式の数	取締役（社外取締役を除く） 4名 6,427株 取締役を兼務しない執行役員 11名 5,724株
(6)	その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的および理由

当社は、2021年4月22日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く）（以下「対象取締役」といいます。）および取締役を兼務しない執行役員（以下「対象取締役等」と総称します。）に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、対象取締役等を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しております。また、2021年6月29日開催の第90回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額4千万円以内の金銭債権を支給し、年25,000株以内の当社普通株式を発行または処分することおよび譲渡制限付株式の譲渡制限期間として30年間とすること等につき、ご承認をいただいております。

（譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分）

当社は、2023年8月9日開催の取締役会において、2023年12月に創業100周年を迎えることを記念して、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度（以下「本制度」という。）の導入を決定し、下記のとおり、本制度に基づき、佐藤渡辺従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）を割当予定先として、譲渡制限付株式としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」または「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしました。

1．処分の概要

(1)	処分期日	2023年11月30日
(2)	処分する株式の種類および数	当社普通株式 52,720株（注）
(3)	処分価額	1株につき2,530円
(4)	処分総額	133,381,600円（注）
(5)	処分方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、本持株会から引受けの申込みがされることを条件として上記（2）に記載の処分株式の数の範囲で本持株会が定めた申込み株式の数を本持株会に対して割当てます（当該割当てた数が処分する株式の数となります。）。 （佐藤渡辺従業員持株会 52,720株） なお、各対象従業員からの付与株式数の一部申込みは受け付けません。
(6)	その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件としております。

（注）「処分する株式の数」および「処分総額」は、本制度の適用対象となり得る最大人数である当社従業員528名に対して、譲渡制限付株式として付与するものと仮定して算出したものであり、実際に処分する株式の数および処分総額は、本持株会未加入者への入会プロモーションや本持株会の会員への本制度に対する同意確認が終了した後の、本制度に同意する当社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）の数（最大528名）および当社が定める従業員の勤続年数に応じて規定する1名当たりの付与株式数（35年以上：最大94名（1名当たり130株）、30年以上35年未満：最大61名（1名当たり120株）、25年以上30年未満：最大78名（1名当たり120株）、20年以上25年未満：最大29名（1名当たり110株）、15年以上20年未満：最大23名（1名当たり110株）、10年以上15年未満：最大53名（1名当たり100株）、5年以上10年未満：最大88名（1名当たり80株）、5年未満（2023年4月入社を除外）：最大84名（1名当たり60株）、2023年4月入社：最大18名（1名当たり40株）に応じて確定する見込みであります。具体的には、上記（5）に記載のとおり、本持株会が定めた申込み株式の数が「処分する株式の数」となり、当該数に1株当たりの処分価額を乗じた額が「処分総額」となります。

2．処分の目的および理由

本自己株式処分は2023年12月に創業100周年を迎えることを記念して、本持株会に加入する当社の従業員のうち、対象従業員に対し、福利厚生を増進策として、本持株会を通じて当社が発行または処分する当社普通株式を譲渡制限付株式として取得する機会を創出することによって、対象従業員の財産形成の一助とすることに加えて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを対象従業員に与えるとともに、対象従業員が当社の株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした本制度を導入することを決議いたしました。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度(第92期)	自2022年4月1日 至2023年3月31日	2023年6月28日 関東財務局長に提出
---------	------------	---------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき、本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年6月28日

株式会社佐藤渡辺
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 柳 下 敏 男

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 吹 上 剛

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社佐藤渡辺の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社佐藤渡辺及び連結子会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

工事契約に係る収益の認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、注記事項の(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4.(5)及び(重要な会計上の見積り)に記載されているとおり、期間がごく短い工事を除き、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断された工事契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識する方法を適用している。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、その回収することが見込まれる費用の金額で収益を認識している。</p> <p>会社は、上記の適用に当たり工事原価総額及び当連結会計年度末における履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、一定の合意に基づいた契約金額（工事収益総額）を基礎として完成工事高を計上している。</p> <p>発生したコストに基づくインプット法に基づいて計上される売上高は14,578百万円であり、売上高の総額である34,656百万円の42%を占めることから金額の重要性は高く、かつ、下記のとおり、主に工事収益総額の算定及び工事原価総額の見積りに不確実性が存在する。</p> <p>工事収益総額の算定については、工事契約の内容の変更により契約金額が変更されることがあるが、この場合、契約書あるいは注文書入手する前に顧客との間で変更額について実質的合意が成立したと判断して、発生したコストに基づくインプット法による収益認識を行うことがある。そのため、工事収益総額の変更が発生する可能性がある。</p> <p>工事原価総額は、工事契約ごとに見積られ、工事原価総額の見積りには、原材料価格や外注単価の変動、仕様の変更等の工事契約を取り巻く外部環境の変化による不確実性が存在するが、特に主要な原材料であるストレートアスファルトの市況価格の変動は大きく、見積りの不確実性が高まっていることから、経営者の判断が重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上のことから、当監査法人は、発生したコストに基づくインプット法による工事契約に係る収益の認識を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、発生したコストに基づくインプット法による工事契約に係る収益認識の妥当性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事収益総額の算定及び工事原価総額の見積りに関する内部統制の整備状況及び運用状況を評価した。 ・ 工事収益総額の算定の妥当性について以下の監査手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書あるいは注文書により確定している契約については、契約書あるいは注文書との突合を実施し、一定の基準に基づき選定した発注者に対して契約金額の確認を実施した。 ・ 工事の追加が合意されたにもかかわらず、対価についての変更の合意が契約書あるいは注文書によって確定していない場合について、変更の合意に関する承認書、添付されている変更見積書や交渉議事録等の根拠資料の閲覧、営業部門責任者や工事管理責任者に計上額の妥当性についての質問を実施した。 ・ 前連結会計年度末における工事収益総額と当連結会計年度に確定した工事収益総額との対比、当連結会計年度末における工事収益総額と翌連結会計年度の4月末時点における工事収益総額との対比を行い、乖離が生じているものについては、理由の合理性について工事管理責任者に質問を実施した。 ・ 工事原価総額の見積りの妥当性について以下の監査手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 見積りの根拠となった社内決裁資料及び見積計算資料を入手し、工事管理責任者の承認を得ていることを確かめた。 ・ 見積りに含まれる原材料価格の仮定について、市況価格の動向等に照らしてその合理性を検討した。 ・ 一定の基準に基づき選定した工事の工事原価について、現況報告書及び工程表の閲覧により、工事の進捗状況を確認するとともに、工事原価総額の見積りの変更の要否について工事管理責任者に対して質問を実施した。 ・ 前連結会計年度末の見積工事原価総額と当連結会計年度において確定した実際工事原価総額との対比、当連結会計年度の各四半期末の見積工事原価総額と直前四半期末の見積工事原価総額との対比、当連結会計年度末時点の見積工事原価総額と翌連結会計年度の4月末時点に再計算した見積工事原価総額との対比を行い、乖離が生じているものについては、理由の合理性について工事管理責任者に質問を実施した。 ・ 一定の基準により選定した工事について、現場視察を実施し、当連結会計年度末の進捗状況を確認した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社佐藤渡辺の2023年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社佐藤渡辺が2023年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1．上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年 6月28日

株式会社佐藤渡辺
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 柳 下 敏 男

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 吹 上 剛

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社佐藤渡辺の2022年4月1日から2023年3月31日までの第92期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社佐藤渡辺の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

工事契約に係る収益の認識

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（工事契約に係る収益の認識）と同一内容であるため、記載を省略している。
--

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。